来たれ 市場の番人

公認会計士 採用案内

SESC 証券取引等監視委員会

"for investors, with investors"

証券取引等監視委員会は、主に金融商品取引法の要請する規制が金融・証券市場において遵守されているかを監視するための組織です。
なお、金融商品取引法は〝国民経済の健全な発展〟と〝投資者の保護〟を目的としており、その手段としての規制は開示規制、不公正取引規制、業者規制の3つに大きく分類されます。

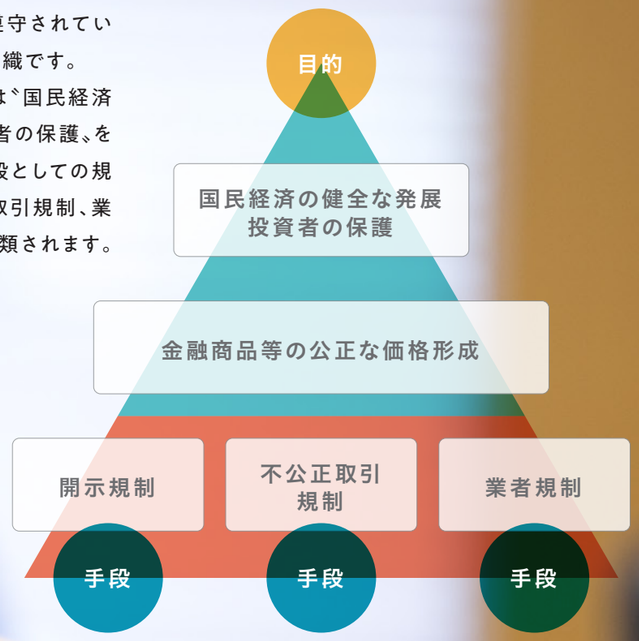

金融商品取引法の目的と手段

証券取引等監視委員会は、公認会計士を含め、法曹（検察官・弁護士等）や金融機関出身者などの多様なバックグラウンドを持つ者が集まった、市場監視のプロ集団です。

証券取引等監視委員会では、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の観点から、上場企業や証券会社等に対する調査・検査や、何人をも対象とする犯則調査などに従事する職員として、高度な専門知識を有する公認会計士を定期的に募集しています。

市場の公正さを汚す不心得者から投資者を守る〝市場の番人〟として、あなたの専門知識・経験を活かしてみませんか？

証券取引等監視委員会は委員長と２名の委員で構成されており、３名による合議制の機関として金融庁に設置されています。近年、その委員のうちの１名は、公認会計士が就いています。
証券取引等監視委員会の下には事務局が設置されており、監視実務は事務局が担っています。証券取引等監視委員会の監視実務は ①市場分析審査、②開示検査、③証券検査、④取引調査、⑤犯則調査 の５つに分類されます。

①市場分析審査

市場分析審査課が行っており、証券取引等監視委員会の「情報の入口」として、一般投資家等からの情報に加えて市場全体からも幅広く情報を収集して分析し、検査・調査に活用しています。
また、発行市場・流通市場の全体に目を向けた市場監視を行い、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行っています。

②開示検査

開示検査課が行っており、有価証券報告書等の開示書類の提出者等に対し、報告の徴取及び検査を行っています。
なお、開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っています。
開示検査課では、適正な情報開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、最近の開示検査で確認された不適正な会計処理等の概要や開示検査の取組みを取りまとめた「開示検査事例集」を公表しています。
事例集は、課徴金納付命令の勧告を行った事例だけでなく、勧告は行わなかったものの会社に内部統制の自発的な改善を促した事例、会社に対して訂正報告書等の自発的な提出を促した事例等、さまざまな事例を取り上げており、上場会社や公認会計士・監査法人等での積極的な利用を推奨しています。

③証券検査

証券検査課が行っており、金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を行っています。
なお、証券検査の結果、問題が認められた金融商品取引業者等に対して問題点を指摘して改善を求めるほか、重大な法令違反行為が認められた場合には内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行っています。
証券検査課では、金融商品取引業者等に対して実施した証券検査の概要や主な指摘事例を取りまとめた「証券モニタリング概要・事例集」を公表しています。
事例集の公表を通じ、金融商品取引業者等のコンプライアンス部門や内部監査部門のみならず、経営陣その他関係者とも問題意識等を共有するなどして、自主的な内部統制の強化等に資することを期待しています。

④取引調査

取引調査課が行っており、上場株式等の売買における内部者取引（インサイダー取引）、相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金融商品取引法に基づく調査を行っています。
なお、取引調査の結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っています。
取引調査課では、市場監視行政の透明性を高めて市場参加者の自主的な規律付けを促す観点から、課徴金納付命令の勧告を行った事例を取りまとめた「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表しています。

⑤犯則調査

特別調査課が行っており、有価証券報告書等の虚偽記載、内部者取引（インサイダー取引）、相場操縦等の違反行為のうち、重大で悪質なものについて、金融商品取引法に基づく調査を行っています。
なお、犯則調査の結果、法令違反行為が認められた場合には、検察官に対して刑事訴追を求めるための告発を行っています。

平成28年度末の証券取引等監視委員会に在籍する公認会計士は21名であり、市場分析審査課に２名、開示検査課に10名、証券検査課に３名、特別調査課に６名が配属されています。当委員会における公認会計士の必要性は高まっており、10年前に比べ、在籍人数は２倍に増加しています。
なお、当委員会に在籍する公認会計士の多くは、任期付職員として採用されています。

証券取引等監視委員会の業務

以下では、実際に証券取引等監視委員会で働いている公認会計士からのメッセージを掲げています。多くの公認会計士のみなさんが、証券取引等監視委員会の業務に興味を持っていただけるよう願っています。

市場分析審査課

証券取引審査官・証券調査官

小林 秀男 （有限責任監査法人トーマツ 出身）

1 市場分析審査課の主な業務

市場分析審査課は、証券取引等監視委員会の戦略目標である網羅的・機動的・深度のある市場監視の根幹を担う部署です。当委員会における情報の入口として、様々なチャネルから情報を収集し、分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見して、調査検査部門（特別調査課・取引調査課・開示検査課・証券検査課）による調査及び検査に結びつけるべく活動しています。

私は、市場分析審査課の偽計班に所属していますが、そこでは、金融商品取引法上の不公正取引のうち、不公正ファイナンスと呼ばれる第三者割当増資等の上場株式の発行過程における不適切な行為、例えば、次のようなものを取扱っています。

①架空増資

②資産の時価を不当に過大評価した現物出資

③増資資金の使途に係る開示目的外の使用である資金流出

④株式価値の不当な希薄化などの既存株主の権利侵害

私たちは、投資者など不特定多数の者の権利・財産を毀損させ、市場や株主・投資者を騙す行為等について端緒を早期に発見することを目的とした審査業務を行っています。

2 市場分析審査課における公認会計士の役割

偽計班における公認会計士の役割として、上記審査の対象としたファイナンスで調達した資金の使途として開示された内容（例えば、企業買収資金及び運転資金など）通りに実際の支出がなされているか、また、その会計処理は適切かなどを調査、確認する業務を担っています。さらに、不公正ファイナンスを行うような上場企業は、財務的に問題を抱えていることが少なくないため、粉飾決算の可能性も審査しますが、その際、私たち公認会計士が持ち合わせている専門的知識や経験を活かしています。

3 市場分析審査課において公認会計士に求められるもの

不公正ファイナンスを行っている場合には、それに付随して有価証券報告書など開示書類の虚偽記載が行われる可能性が高いことから、会計処理の問題点や異常点についての検討が必要不可欠となるため、審査の過程で入手した資金や株式の移動状況に関する資料と財務諸表数値の整合性を検討するなど、より実践的な会計知識が必要となってきます。

私たち公認会計士には、過去の監査業務や不正調査の実務経験を踏まえて、不正行為を行った意図や手口等について洞察できる能力があるため、審査を遂行するうえで大変役に立ちます。

また、不正の手口等も日々進化、高度化している状況にあるので、柔軟な発想とともに不正行為を許さないという正義感を持って業務に当たる気概が必要不可欠です。

4 市場分析審査課で得られる経験

当委員会の情報窓口である市場分析審査課は、有価証券報告書等の審査を所管する各地方財務局や証券取引所、証券会社等の市場関係者等と日常的に情報交換を行っており、市場を取り巻く各種規制や時事的なトピックなど、さまざまな情報に触れる機会があります。

また、偽計班に所属する私たちには、銀行など金融機関に対する調査権限が与えられていて、通常では入手できない上場会社や不公正取引に関与する者の資金移動や株式取引の記録を確認するなど、市場における不正の実態解明に従事する貴重な経験を得ることができ、また、開示検査課等の検査現場に同行する機会もあります。

さらに、市場分析審査課には偽計班以外にも相場操縦やインサイダー取引等を監視・審査する担当部門も存在しており、また、弁護士や検察官、金融機関出身者等、さまざまなバックグランドを有した職員と協力して業務に取り組むことを通じて、監査業務では経験できなかった新たな視点や知識を得ることができます。

開示検査課

証券調査官
井出 浩二 （有限責任監査法人トーマツ 出身）

1 開示検査課の主な業務

開示検査課は、主に、有価証券報告書等における虚偽記載等が行われている会社に対する課徴金納付命令勧告を想定した「問題会社の摘発等」を行っている部署です。開示検査課には、事案の発掘を行う班と不適正な会計処理等が疑われる場合に立入検査等を行う班があります。また、平成27事務年度に日本を代表するグローバル企業に不適正な会計処理が発覚したことを契機に、平成28事務年度からは、大規模上場会社における開示の適正性の検証を行っていくため、「大規模会社継続的監視」を開始しました。

私は、不適正な会計処理が疑われる場合に立入検査等を行う班（以下「検査班」という。）に所属しています。検査班は、不適正な会計処理が疑われる会社に対して、開示書類の記載内容等に関して的確な実態把握及びその適正性の検証を行う必要が生じた場合には、金融商品取引法26条その他の法令に基づき、当該会社等に対して、報告又は資料を徴取したり、予告ないし無予告で立入検査を行ったりしています。この結果、有価証券報告書等の開示書類に重要な虚偽記載が認められた事案については課徴金納付命令の勧告を行っています。近年勧告した事案としては、例えば株式会社東芝の有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告などがあります。また、重要な虚偽記載等が認められなかったものの、開示書類の記載内容の訂正が必要と認められた場合については、訂正報告書の自発的な提出を促したり、虚偽記載等の開示規制違反の再発を防止する観点から、虚偽記載等が行われた根本原因について会社と議論を行ったりしています。

2 開示検査課における公認会計士の役割

検査班は、1チーム6人程度のメンバーで構成され、各チームに公認会計士が1人程度配置されています。

検査班では、開示書類に重要な虚偽記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象会社にその事項について十分な説明を求め、その意見や主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行います。その過程において、検査対象会社の行った会計処理が会計基準等に照らして適正なものか否かという会計処理の適正性の判断をします。まさに専門的知識を有する公認会計士としての知見と経験が活かされるところです。

3 開示検査課において公認会計士に求められるもの

公認会計士としての専門的知識はさることながら、検査対象会社も多岐にわたっていることから、会社業務の理解や経験も大いに活かされます。検査対象会社を取り巻く経済環境、業種特有の慣行、組織風土等を踏まえ、的確な事実認定を行うには、会計専門家としての洞察力の発揮が必要となります。具体的には虚偽記載等を捉えることのほか、再発防止・未然防止の観点から、当該企業の内部統制（内部管理体制）の機能状況についても検査過程において把握していく必要があります。当該違反の根本原因の多くは検査対象会社のガバナンスなど内部統制が機能していなかった点に求められることが多いからです。これらについては、金融商品取引法第26 条に基づき報告を求め、当該会社の代表者、取締役、監査役等と議論することにより問題意識の共有を図っています。

また、検査班には公認会計士以外にも、証券会社出身のメンバーなど異なるバックグラウンドを持ったメンバーがいます。検査班の一員として検査の準備段階から関与する場合など、会計上の虚偽記載等については仮説と検証がスムースに進められるように、他のメンバーと上手くコミュニケーションをとることが大切になります。

4 開示検査課で得られる経験

検査班では、証券取引等監視委員会の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう、上場会社等の開示に関して指導、摘発を行っています。指導では、経営者と内部統制等についてディスカッションを行ったり、第三者委員会による調査を推奨したりします。摘発もさまざまな内容がありますが、課徴金納付命令の勧告はそのひとつです。

このように財務諸表の虚偽記載等の事案を端緒から実態解明、行政上の措置に至るまでの全体に携わることができることは開示検査課の醍醐味ですし、公認会計士としての知識・経験を大いに活かせるところと思います。

また、検査過程において、弁護士や検察官等の法曹、金融機関出身者等様々なバックグラウンドを持ったメンバーと一緒に仕事をするため、公認会計士としての視野を広げるという点でも、とても魅力的な職場であると思います。

開示検査課

証券調査官
中村 雄一郎 （新日本有限責任監査法人 出身）

1 開示検査課の主な業務

私は、平成28事務年度から開始された「大規模会社継続的監視」を実施する班におり、大規模上場会社における会計処理や開示内容の適正性等の継続的監視を実施しています。対象会社は、大規模会社の中から特に市場インパクトの大きい会社を選定しており、不明点がある場合は、必要に応じてヒアリングを実施しています。

また、経済情勢などのマクロ的視点を踏まえ、例えば資源価格の下落リスクといった分析テーマを選定し、強い影響を受ける業種や企業について、主要資産の減損の必要性といった、テーマに関連する会計論点に着目した分析検証を行い、必要に応じてヒアリングを実施しています。

2 開示検査課における公認会計士の役割

開示検査課は、「大規模会社継続的監視」に関して、対象業種別に、2～3人程度から成る3つのチームに分けて業務を推進しており、各チームに1人ずつ公認会計士が配置されています。

当該チームの主な業務は、分析テーマや分析手法の決定、開示内容の監視、財務分析結果の考証、選定先会社へのヒアリングなどですが、平成28事務年度に発足した新しい業務であることから、具体的な業務内容は班やチーム内での議論等を通じて進めることが多いです。その際、背景となる会計処理の内容や、財務分析手法の考案、開示書類に虚偽記載が行われているリスクの判断等に、専門的知識を有する公認会計士としての知見と経験が求められています。

実際に、監視の手法等に関する班内の議論を通じて、自分の意見が開示検査課の手順書に反映されることもあり、任期付職員であっても、自分の知見や経験等を生かして、チームの業務運営に積極的に参加できる点がやりがいではないかと考えます。

3 開示検査課において公認会計士に求められるもの

大規模企業に対する継続的監視では、経済情勢等の社会全体あるいは業種レベルのマクロ的な環境変化と企業の財務データとの矛盾点の有無など、大局的な視点での分析が必要になることから、日頃より経済動向を注視し続けるだけでなく、各業種の動向や各業種特有の会計慣行などを幅広く理解することが必要になります。

また、大企業でも不適正な会計処理の発覚が散見される現在では、不適正な会計処理が行われている可能性も念頭に置き、疑問点や分析における矛盾点を追及する姿勢が重要であり、その前提として、開示検査課全般に言えることですが、不正行為を許さないという正義感が必要不可欠です。

さらに、開示書類の虚偽記載の可能性等を判断する上で、担当する公認会計士は、不正行為を行った意図や手口等について洞察することがあるため、過去の監査業務や不正調査の実務経験を生かせる場面も考えられます。

なお、大規模企業継続的監視を担当する公認会計士は、チームを取りまとめて業務を推進するため、マネージャー業務の経験者が望ましいと思います。

4 開示検査課で得られる経験等

開示検査課は、開示書類の適正性を検討するために、発行体へのヒアリングだけでなく、有価証券報告書等を所管する各地方財務局や証券取引所、証券会社等の市場関係者等と定期的に情報交換を行っており、市場を取り巻く各種規制や時事的なトピックについての様々な情報に触れる機会があります。特に「大規模会社継続的監視」業務では、このような情報源を生かして業種横断的な財務分析ができるので、私自身は、会計に限らず、各業種に関する幅広い知識を得ることができたと思います。

また、開示検査課は、「問題会社の摘発等」を行うため、開示規制違反の疑いがある発行体に対して立入検査を行っていますが、開示検査課の調査官であれば、希望すれば立入検査等に参加し、不正事例に直接関与することができます。私自身も、立入検査に同行したり、不正事例の会計論点に関する打ち合わせや、各事案の終了後に行われる案件報告会に参加したことで、不正事例に関する見識を得ることができたと思います。

このように、開示検査課では、情報源の多様性を利用して業種横断的な視点で分析業務を行い、不正事例に関与すること等によって、監査業務では経験できなかった新たな視点や知識を得ることができます。さらに、開示検査課では、弁護士や検察官、裁判官、金融機関出身者等、様々なバックグランドを持った人達と一緒に仕事をするため、公認会計士としての視野を広めるという点では、非常に魅力的な職場であると思います。

証券検査課

証券検査官
陽田 拓也 （有限責任あずさ監査法人 出身）

1 証券検査課の主な業務内容

証券検査課は、いわゆる“証券会社”をはじめとする金融商品取引業者等に対して検査を実施する部署です。投資者は、金融商品取引業者等を通じてのみ金融商品へ投資することが出来ますので、当然、「金融商品取引業者等を信頼することができない」状況では投資を行えず、市場も停滞してしまいます。そこで、証券検査課が金融商品取引業者等へ検査を実施し、不備事項を指摘・改善を促す（行政処分の勧告を含む）ことにより、投資者が安心して投資出来る環境を醸成し、ひいては資本市場の健全な発展に寄与しています。

平成29年９月末現在、証券検査対象先は約7,000社超存在しています。業容は多様で業者数も非常に多いのですが、投資者が安心して投資を行える環境を構築するためには、これら全ての者を検査対象としなければならず、漏れがあってはなりません。そこで、各地方に所在する財務局等と証券検査課が共同して全業者をカバーし、効率的・効果的に証券検査を実行すべくオンサイト・オフサイト一体モニタリングを実施しています。

2 証券検査課における公認会計士の役割

オフサイトモニタリングとは、検査対象先の業務に関する情報を継続的に収集すると共に規模や特性を踏まえたリスク分析を実施し、識別したリスクについて意見交換（双方向の対話）をする一連の検査手法をいい、検査対象先に発生しているリスクの早期検出と早期対応を目的に実施しています。オフサイトモニタリングでは対話に先立ち、様々な分析を行いますが、特に財務諸表の分析において公認会計士としての知見に期待がかかります。各社の置かれている経営環境を財務数値で説明したり、収益構造・ビジネスモデルに生じている変化を財務数値から読み解くことは公認会計士の強みそのものですし、証券検査課が求めていることでもあります。

次に、オンサイトモニタリングです。オンサイトモニタリングとは、直接、金融商品取引業者等へ立ち入り検査を行うことを指し、オフサイトモニタリングで評価したリスクアセスメントに基づき、必要に応じて実施される検査です。

証券会社に対する検査項目は多岐に渡りますが、公認会計士が活躍できる項目としては、主に、自己資本規制比率の十分性や顧客資産の分別管理の徹底や正確性の検証が挙げられます。自己資本規制比率は証券会社の安全性を図るため、また、顧客資産の分別管理は万一の際の顧客保護のために設けられている制度であることから、管理徹底や正確性の確保は言わずもがな極めて重要で、検証に当たっては会計の知識が必要不可欠です。

また、ファンド持分の私募や社債の私募取引に関しては、その制度や仕組みを悪用し、投資者から集めた資金を実際には他の目的に流用しているにも拘わらず、その事実を隠して勧誘を継続していたといった詐欺的な事例が多数発生しています。このような事例は取引の信頼性を損ね、資本市場の公平性・透明性を裏切る極めて許しがたい行為です。投資者の被害額を特定するためにも、喪失した資金の金額、資金の行き先を帳簿や通帳・ヒアリング等を元に再現しなければなりません。この際にも、会計に精通した公認会計士の出番となります。

3 証券検査課において公認会計士に求められるもの

証券会社は一般事業会社とは異なり、金融商品という特殊な商品を取り扱う規制業種です。そのため、固有の勘定科目や経理処理方法が自主規制規則に別途定められています。オフサイトモニタリングでは財務諸表の分析を行いますので、証券会社の監査経験があれば確実にアドバンテージになります。

そして、もうひとつ大事なことは「正義感」です。「投資者保護」― 私達が証券検査を行う目的はこの一言に尽きます。投資者に理不尽な損失を与える行為や、いつか投資者に損害を与えるであろう杜撰な管理態勢は断固許さないという姿勢を貫くことが求められるのです。

4 証券検査課で得られる経験

業務を振り返って良い経験をさせてもらったと思うことが２つあります。

１つは、知見や視野を広げることが出来たことです。証券検査課には様々な経歴を持つ検査官が多数在籍しています。財務諸表分析を行う際には、そういった方々とディスカッションを繰り返しながら完成させていきますが、その過程で業界に精通した鋭い洞察や幅広い情報、新しい視点を頂くことができました。

２つ目は、公認会計士としての使命の重さを再認識できたこと、リスク認識に大きな影響を与えてくれる案件に携われたことです。社債の私募取引を悪用した詐欺的な案件の検査に携わった際、事案の究明のため相手側の関係者である公認会計士や税理士にヒアリングを行ったことがありました。彼らは私募債の発行体（SPC）へ記帳代行サービスの提供等をしていたに過ぎず、直接的に金銭の詐取や決算書の粉飾・隠ぺいに加担していたわけではなかったものの、それでも事案に関係してしまったことは事実で、彼ら自身レピュテーションリスクの高まりを感じたはずです。国民経済の健全な発展を使命とする立場であるにも関わらず、このような業者と関わってしまったことで、きっと自らのリスク認識の甘さを痛感したのではないでしょうか。私は、彼らの姿から公認会計士の使命や責任の重さを改めて認識しました。また、同一の案件において、窮地に陥った経営者の行動や思考にも触れることが出来ました。不正のトライアングル理論は監査論や研修でも学びますが、会計監査実務ではこのような詐欺的な行為を行う会社と対峙することは滅多にありません。

このような業務を通じて、私は公認会計士として成長する機会をもらえたと思っています。当課の業務はきっとこれからいらっしゃる皆さんに対しても同じように、公認会計士として貴重な経験を与えてくれるものと思います。

特別調査課

証券取引特別調査官

西尾 和典 （PwCあらた有限責任監査法人 出身）

1 特別調査課の主な業務

特別調査課は、金融商品取引法等の違反行為、具体的には、有価証券報告書の虚偽記載、不公正ファイナンス（偽計等）、インサイダー取引、相場操縦等の事案のうち、特に重大・悪質なものについて調査して検察官に告発する部署になります。

特別調査課が関わる事案は大きく報道されることがあるので、新聞やテレビなどでご覧になった方もいるかと思いますが、過去に告発した事案としては、例えばオリンパスが虚偽の有価証券報告書を提出した事案や、AIJ投資顧問が投資一任契約を締結する際に虚偽の運用実績を記載した資料を提示していた事案等があります。

現在、特別調査課には100名程の人員がいますが、プロパーの職員以外としては公認会計士だけでなく、検察官、金融機関出身者、他省庁からの出向者もいて、さまざまなバックグランドを持つ人が集まっており、それぞれの専門性を活かして調査を進めています。

2 特別調査課における公認会計士の役割

現在、特別調査課には公認会計士が6名在籍しており、主に有価証券報告書の虚偽記載、不公正ファイナンスの事案を担当しています。

特別調査課の調査は、事案の掘り起こしを行い本格的な調査解明が必要な事案かを見極めるための基礎調査と、事案の真相を解明し検察官に告発するための本格調査の2つに分かれており、公認会計士もこの両者の調査に関与しています。

基礎調査では、監視委員会内の他課からの情報提供や監視委員会に寄せられた内部告発を端緒にしたり、有価証券報告書や適時開示資料を分析したりして事案の掘り起こしをしています。私たちは金融機関等に対する照会により資金の動きや証券の動きを把握できますし、嫌疑法人だけでなくその取引先も調査できるので幅広く情報を収集することができます。また、最近は国境を跨いだ事案が多いこともあり、海外当局の協力を得て調査を行うこともあります。基礎調査での公認会計士の役割は、これらさまざまな方法で入手した情報を元に分析を行い、粉飾等の不正が行われているかを見極めることになります。

また、本格調査では、嫌疑が濃厚となった事案を対象に、裁判所から令状を得て、嫌疑者や関係者の会社・個人宅に立ち入り、関係資料を差し押さえる権限を行使して資料、PC データ等を入手したり、関係者に対して質問調査をしたりして、事案の解明を進めています。本格調査での公認会計士の役割は、有価証券報告書の虚偽記載を例にすると、粉飾金額を特定し、修正仕訳を検討して修正財務諸表を作成したり、その過程で、委員会内の他の調査官や告発先の検察官に対して会計上の論点の説明をしたりすることになります。

3 特別調査課において公認会計士に求められるもの

公認会計士には、例えば修正財務諸表を作成する場合など、裁判に耐えうる正確さが何よりも求められます。

また、他の調査官や検察官や裁判官は、必ずしも会計や監査の専門的知識があるわけではないので、公認会計士は、例えば調査した事実関係を会計基準に照らして、この会計処理がなぜ粉飾となるのか、本来どのように会計処理すべきだったのか、監査での対応はどのようであったか等を分かりやすく説明する力やそれを文章・資料とする力が求められます。

あとは、公認会計士に限った話ではありませんが、不正の立証には地道な作業の積み重ねが必要となるので、丁寧な作業と粘り強さが求められるとともに、どのような切り口で不正を立証すればよいかを考える柔軟な思考も求められます。

4 特別調査課で得られる経験

私が特別調査課の仕事で特に面白いと思っていることは、粉飾が具体的にどのように行われていたのか、そして、それに対して監査人はどのような監査をしていたのか、という両面を知ることができることです。

私たちは調査の過程で、粉飾をした会社側の内部資料を見たり、担当者の話を聞いたりするだけでなく、監査人側の監査調書を見たり、担当した監査人から話を聞いたりすることもあります。そうすると、粉飾をしている会社が、監査人にどのように説明しているのか、もっと言えばどのように嘘をついているのか、またそのためにどのように嘘のエビデンスを整えていたのか等を知ることができる一方で、監査人がそのような状況の中、どのような監査をして最終的に監査意見を出したかも知ることができます。大がかりな粉飾が行われているのに監査人が全く気付かず無限定適正意見が出ている場合などは、監査を行うにあたっての職業的懐疑心の重要性が骨身にしみてわかります。私も以前は監査法人で監査をしていましたが、今となって考えると監査は怖いものだという思いを持つようになりました。

いずれにしても、特別調査課での仕事は、有価証券報告書の虚偽記載や不公正ファイナンスの事案を常に追いかけているので刺激に満ちていますし、公認会計士としてのやりがいもあるので、とても良い経験ができると思います。

採用案内

採用形態	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用。 ※国家公務員法に基づく守秘義務等が適用されます。
給与	任期付職員法又は一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給。 ※出張旅費等は別途支給されます。
雇用期間	採用時から原則として2年程度。 （勤務成績や業務の必要に応じて、当初の雇用期間を超えて任用される可能性があります。） ※勤務開始日は相談に応じます。
勤務地	証券取引等監視委員会（東京都千代田区）
勤務時間	原則として9時30分から18時15分 （週5日勤務、土・日・祝日を除く）

SESC "for investors, with investors"
証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
TEL03-3506-6000（代表）

http://www.fsa.go.jp/sesc/